

地場産業の振興に関する条例の基本的な構成(案)

平成27年10月

1. 目的

(例) 地場産業の水準の維持・向上と地場産品の需要の拡大を図る。
条例の制定目的を規定します。

2. 基本理念（基本方針）

条例の制定目的を達成するための基本的な考え方を規定します。

3. 責務・役割・連携

基本理念（基本方針）を踏まえて、関係する各主体の責務・役割・連携を規定します。

(例) 県の責務、地場産業事業者の役割、県民の役割、市町等との連携 等

4. 地場産業振興計画の策定

地場産業の振興に関する施策を推進するため、地場産業振興計画の策定について規定します。

5. 地場産業振興計画に基づく基本的な施策の推進

地場産業振興計画に基づき、地場産業の振興を図るための基本的な施策について規定します。

(例) 滋賀伝統工芸品や滋賀伝統活用品の指定、滋賀伝統工芸士や滋賀の名工の称号の授与、担い手人材の確保・育成・資質の向上、新事業の創出等の推進、経営基盤の強化、伝統地場産品の需要の拡大、連携による研究開発、顕彰、実施状況の公表、推進体制の整備 等

6. その他

その他、地場産業の振興を図るために必要な事項について規定します。

(例) 地場産業振興審議会の設置、財政上の措置 等